

# 作手

# 地域協議会 だより

<第5号>



発行  
**作手地域協議会**  
(事務局) 作手自治振興事務所

〒441-1492 新城市作手高里字縄手上32番地 作手総合支所内  
電話：0536-37-2280 FAX：0536-37-2216  
Eメール：tsukude-jichi@city.shinshiro.lg.jp

## 市長からの諮問(しもん) 空き家対策について

作手地域協議会では、10月2日(水)に市長から空き家対策についての諮問を受け、作手地域内の空き家の現状を把握するため、作手地区区長会を通じて空き家等調査を行いました。  
諮問における「空き家」は、戸建ての住宅を対象としていますが、作手地域内には別荘及び別荘地、空き店舗や空き工場なども見られることから、これらも含めて調査しました。

## 空き家等調査結果

空き家等調査結果を右下の表にまとめました。  
「空き家等の件数」は、全体で246件あり、うち住宅が約7割の179件でした。  
「空き家等の状況」は、外観や空き家になってからの年月などを考慮して判断しています。住宅について見てみると、すぐにでも居住可能と思われるものが約半数の88件、修繕が必要

◆空き家等調査結果(調査期間11月1日~12月20日)

	全体	【うち住宅】
件数	246件 ・住宅 179件 ・別荘・別荘地 48件 ・店舗のみ 3件 ・工場のみ 3件 ・倉庫のみ 6件 ・その他のみ 7件	⇒179件 ・店舗併設 2件 ・倉庫等あり 25件 ・その他あり 4件
状況	①居住可能 113件 ②要修繕 85件 ③倒壊の危険あり 27件 ④景観・環境上問題あり 40件 ⑤その他 63件	①居住可能 88件 ②要修繕 63件 ③倒壊の危険あり 22件 ④景観・環境上問題あり 31件 ⑤その他 39件
問題	①問題は生じていない 229件 ②問題が生じている 17件	①問題は生じていない 168件 ②問題が生じている 11件

※別荘地には複数の建物があることから「件」とし、他も統一して「件」と表示しています。

と思われるものが3割超の63件、倒壊の危険があるものが約1割の22件でした。「⑤その他」の内容は、「所有者が時々来ている」が22件と最も多く、ほかに「すでに倒壊している」、「取り壊し予定」などの情報もありました。

「空き家等が原因の問題が生じているか」については、ほとんど問題は生じていません。住宅について見てみると、1割未満の11件で問題が生じています。その内容には、

- ・ 防犯上不安がある。
- ・ 窃盗事件が発生した。
- ・ 台風や暴風時の飛散の危険があり不安である。
- ・ 隣地への日照権の侵害や草木の侵害が発生している。
- ・ 県道や市道へ草木竹が侵入し、通行に支障がある。
- ・ ハクビシンなどがすみつき、近所の田畑を荒らしている。
- ・ 景観を悪くしている。

などが挙げられました。

 **Information**  
**お知らせ**

**作手地域まちづくりアンケートにご協力いただき、ありがとうございました!!**

現在、小中学生の回答の入力作業を終え、高校生以上の入力作業を行っています。  
集計した後、報告書を作成し公表いたします。



**平成25年度新城市めざせ明日のまちづくり事業・地域活動交付金事業成果報告会開催**

今年度事業を行った全119団体のパネル展示や、代表7団体の事業発表が行われます。  
今後の地域活動の参考に、ぜひご参加ください。  
日時 平成26年3月2日(日)  
午後1時30分から  
場所 新城文化会館  
3階大会議室ほか



**平成26年度地域自治区予算「つくでっ子元気事業」**

平成26年6月15日(日) 共育(ともいく)の日に予定!  
小中学校との調整を行い、開催候補日を決めました。  
地域の皆さんも参加できます。子どもたちと一緒に楽しく学びましょう!  
詳細は新年度に入ってからお知らせします。



**空き家対策答申に向けて**

空き家は個人の資産ですから、空き家対策としては、「所有者に適正管理や撤去を促すこと」、「有効活用させてもらう

現在、空き家が原因の問題が生じていないのは、所有者が定期的に訪れ、清掃や修繕など管理を行っているためと思われる。しかし今後、世代交代や相続が進み、所有者が遠方に住んでいる場合には、土地や建物の管理のために訪れることは難しくなり、管理意識が低下していくことが考えられます。そうなると、管理されない空き家が増加し、問題が生じるようになってくると推測されます。

作手地域協議会では、3月末期限の市長への答申に向けて、現在協議を進めています。

「こと」が一般的です。作手地域においては、少しでも空き家に人が住んで、作手地域の人たちと交流してもらうことが、作手地域の活性化につながり、空き家や土地の適正管理にもつながる最も望まれる解決方法だと考えています。  
そのためには、空き家所有者への賃貸借や売却に対する意向調査や粘り強い交渉が必要であり、一方で都市住民との交流を通じて作手地域の暮らしに興味や関心を持つてもらい移住につながる施策も必要です。

**平成26年度地域活動交付金事前相談随時受付中!**

第8回作手地域協議会を1月30日(木)に開催し、平成26年度地域活動交付金事業の募集に向けて、募集要項の見直しを行いました。

主な改正点は次の2点です。

- (1) 団体の交付限度額30万円  
平成25年度は、地縁に基づく組織30万円、市民活動団体20万円という区分けがありましたが、市民活動団体からの要望を受け、この区分けをなくすことにしました。
- (2) 募集期間の短縮  
平成25年度は、制度導入初年度ということもあり、周知や

事業計画期間も含めて4月1日から5月31日までの2カ月間としていましたが、事業に早く取り掛かりたいという要望があること、作手自治振興事務所ですら、平成26年度は4月1日から4月30日までの1カ月間に短縮しました。  
3月初めの行政区宛て文書で募集要項を配布させていただきました。各団体におかれましては、応募について、ぜひご検討ください。



**東田原区～小公園周辺環境整備事業～**  
11月17日(日)、地域活動交付金により、行政区掲示板の設置やごみ集積所の看板書き換え、花壇整備など、子どもからお年寄りまで参加し、環境整備を行いました。